

JNRP23-01

JNLA 公表用文書

JNLA 認定の一般要求事項(案)

(第1版)

平成29年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目 次

はじめに一適用範囲	3
I. 認定に関する一般要求事項.....	6
1. 認定試験事業者の遵守事項	11
2. 事業の承継 (ISO/IEC 17011 7.14)	16
3. 事業の廃止 (ISO/IEC 17011 7.14)	16
4. 認定の一時停止 (ISO/IEC 17011 7.11.1)	16
5. 認定の取消し (ISO/IEC 17011 7.11.2)	16
6. 認定等の決定に関する認定試験事業者の権利	17
別紙1 現地試験を行う場合の要求事項	19
別紙2 英文試験証明書欄外に記載する英文の例	21
別紙3 ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用可能な例	22
別紙4 ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを使用せずに認定状況を引用する文章の例	24
附属書(参考) JNLA の試験結果の規格適合性の表明に関する指針	25
附属書(参考) 別紙 1 JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針(抜粋)	28

JNLA 認定の一般要求事項(案)

はじめに一適用範囲

この文書は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)が運用する JNLA 認定プログラム(以下「JNLA 認定」という。)に基づく試験事業者に対する認定の要求事項を規定したもので、大きく二つの部分から構成している。Ⅰ. では JNLA 認定として「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準(ISO/IEC 17025)を認定要求事項とすることを表明しており、申請試験事業者及び認定試験事業者はこれに適合することを要求している。Ⅱ. では、申請試験事業者及び認定試験事業者が遵守すべき事項を定めており、JNLA 認定及び適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項(ISO/IEC 17011)に規定された要求事項に基づいている。Ⅱ. は第1部(申請試験事業者に関する事項)及び第2部(認定試験事業者に関する事項)から構成されている。

申請試験事業者は第1部が適用され、認定試験事業者は第2部が適用される。

なお、この文書の中で機構の認定センター(以下「IAJapan」という。)への申請又は届出が必要な場合の手続きの詳細については、「JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き(JNRP22)」(以下「手引き(JNRP22)」という。)による。また、参考のために、項目名又は規定の末尾に括弧書きで規定の基となっている参照文書及び対応条文・項目番号を示している。

定 義

この文書で用いる主な用語の定義は、ISO/IEC 17011、ISO/IEC 17025 及び VIM3(ISO/IEC Guide 99)によるほか、次による。

申請試験事業者

JNLA 認定の認定申請をする試験事業者又はした試験事業者。

認定試験事業者

JNLA 認定において、所定の手続きに従って認定された試験事業者。この文書において、特に区別をしない場合には、国内に試験所をもつ者と外国に試験所をもつ者との両方を含む。

認定機関ロゴ

IAJapan が認定機関としての識別に用いるものであり、単独での使用が IAJapan に限られるロゴ。IAJapan が発行する認定証等に認定機関のロゴとして表記する。IAJapan 以外の者は認定機関ロゴを使用することはできない。(下図1参照)

備考:IAJapan 認定機関ロゴは国内商標登録及び国際商標登録されている。(商標登録番号:登録第 5745621 号、国際登録番号:1264278)



図1 IAJapan 認定機関ロゴ

ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル

ILAC MRA マーク及び認定シンボル(第2部 1.2 図3のILAC MRA マークを除く部分)との組み合わせで認定試験事業者が発行する試験証明書等に使用することができる、IAJapan によって交付されるシンボル。JNLA 認定では、認定試験事業者はILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを使用することができる。(第2部 1.2 図3、4 参照)

備考:ILAC MRA マークはILACにより国際商標登録されている。(国際登録番号: 840857)

引用法令、規格、規程等

本要求事項では、次に掲げる法令、規格、規程等を引用する。

- ・工業標準化法(昭和24年6月1日法律第185号)第5章
- ・工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令(昭和24年12月27日政令第408号)
- ・工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令(昭和55年4月25日通商産業省・厚生省・運輸省令第1号)
- ・工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令(平成9年9月19日通商産業省・厚生省・運輸省令第4号)
- ・JNLAに係る認定スキーム文書(JNIF01)
- ・JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き(JNRP22)
- ・IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針(URP23)
- ・IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)
- ・JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針(JNRP24)
- ・ISO/IEC 17025 (2017): General requirements for the competence of testing and calibration laboratories(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)
- ・ISO/IEC 17000 (2004) (JIS Q 17000 (2005)): Conformity assessment – Vocabulary and general principles (適合性評価—用語及び一般原則)
- ・ISO/IEC 17011(2017): Conformity assessment – Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies (適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項)
- ・ISO/IEC Guide 98-3 (2008) (TS Z0033:2012): Uncertainty of measurement – Part 3: Guide to the expression of uncertainty in measurement (GUM:1995)(測定における不確かさの表現ガイド)(以下「GUM」という。)
- ・ISO/IEC Guide 99 (2007)(TS Z0032:2012): International vocabulary of metrology – Basic and general concepts and associated terms (VIM)(国際計量計測用語—基本及び一般概念並びに関連用語(VIM))(以下「VIM3」という。)
- ・APLAC TC 004 (2010): Method of Stating Test and Calibration Results and Compliance

with Specifications(試験結果及び校正結果並びに仕様に対する適合性の表明方法)

- ILAC-R7(2015): Rules for the Use of the ILAC MRA Mark(ILAC MRA マーク使用ルール)
- IAF-ILAC JGA2007 Sydney Resolution 7
- IAF-ILAC A5 : 11/2013 IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition Arrangements (Arrangements): Application of ISO/IEC 17011:2004
- APLAC MR001 2014/09 Procedures for Establishing and Maintaining the APLAC Mutual Recognition Agreement Amongst Accreditation Bodies

なお、国際規格について()書きで JIS を併記する場合はその JIS は国際規格の翻訳(一致)規格であることを示す。

I. 認定に関する一般要求事項

試験事業者に対する認定要求事項は、ISO/IEC 17025 とする。申請試験事業者及び認定試験事業者は、該当する要求事項に適合しなければならない。

要求事項全般は、JNLA 認定に係る認定スキーム文書において示すこととするが、本一般要求事項においても以下の具体的な要求内容を示す。

組織構成に関する要求事項(ISO/IEC 17025 箇条 5)

5.3

2以上の事務所において一連の試験の業務を実施する場合には、認定(再認定)申請書に結果の報告をする業務以外の業務を執行する事務所を「関連する事務所及び実施する業務」の欄に記載すること。

例えば、EMC 関係のオープンサイト等、試験に大がかりな試験施設が必要な場合で、その試験施設が認定を受ける試験所の所在地と異なる場合には、関連する事務所に該当する。

関連する事務所については手引き(JNRP22)を参照すること。

資源に関する要求事項(ISO/IEC 17025 箇条 6)

6.4 設備

試験所は、試験の適正な実施(サンプリング、試験品の準備、試験データの処理及び分析を含む。)のために要求されるすべての試験設備を保有すること。ここでいう「保有」とは、所有物を意味するものではなく、レンタル、リース等でも構わないが、常に使用できる状態で自身の管理下に置くことが必要であり、校正計画及び保全計画の立案、実施等は自身の管理下にある証明となる。

6.5 測定のトレーサビリティ

測定のトレーサビリティについては、IAJapan が別に定める「IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針(URP23)」に従うこと。

プロセスに関する要求事項(ISO/IEC 17025 箇条 7)

7.1.2 外部から提供された試験・校正活動

法では、「登録を受けた者が登録を受けた試験所において登録を受けた試験を行ったときは、標章を付した証明書を交付できる」旨規定されているため、下請負契約を結んだ試験事業者(以下「下請負契約者」という。)のうち、認定試験事業者以外の者が行った試験結果について、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した試験証明書を発行することはできない。

認定試験事業者は、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル付き試験証明書に下請負契約者である他の認定試験事業者の試験結果を含める場合は、この文書の 7.8.2 に従うこと。

7.2.2 方法の妥当性確認

JNLA 認定は日本工業規格(以下「JIS」という。)に定められている試験方法を用いて試験を実施する場合に限定している。そのため、JIS 以外の方法による試験については認定範囲外となるが、JIS に「当事者間の協定によって」などと指示されている場合及び JIS に具体的な指示がない場合にあっては、試験所が開発した方法、他の規格による方法での試験になる場合があり、このような場合には「規格外の方法」が適用される。

7.6 測定の不確かさの評価

測定の不確かさの評価については、IAJapan が別に公表している「JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針(JNRP24)」に定めるカテゴリ分類に従い、測定の不確かさを評価すること。

7.7 試験結果の品質保証

試験所間比較又は技能試験については、IAJapan が別に定める「IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)」に従うこと。

技能試験が提供されている製品試験について、技能試験に参加せずに結果の品質保証を行う場合には、技能試験に参加した場合と同等の結果の信頼性が確保される品質保証活動(注記)を行い、試験結果の同等性を実証すること。

注記: 下図は、同時参加スキームの技能試験結果を示したものである。試験所 A は「不満足」、試験所 B～試験所 K は「満足」な結果を収めている。ここで、「技能試験に参加した場合と同等の信頼性が確保される品質保証活動」とは、自身が試験所 B～試験所 K と同等の結果を出せることを客観的なデータを以て実証できる活動をいい、例えば、技能試験に参加し満足な結果を収めた認定試験事業者と試験所間比較を行うことなどが考えられる。

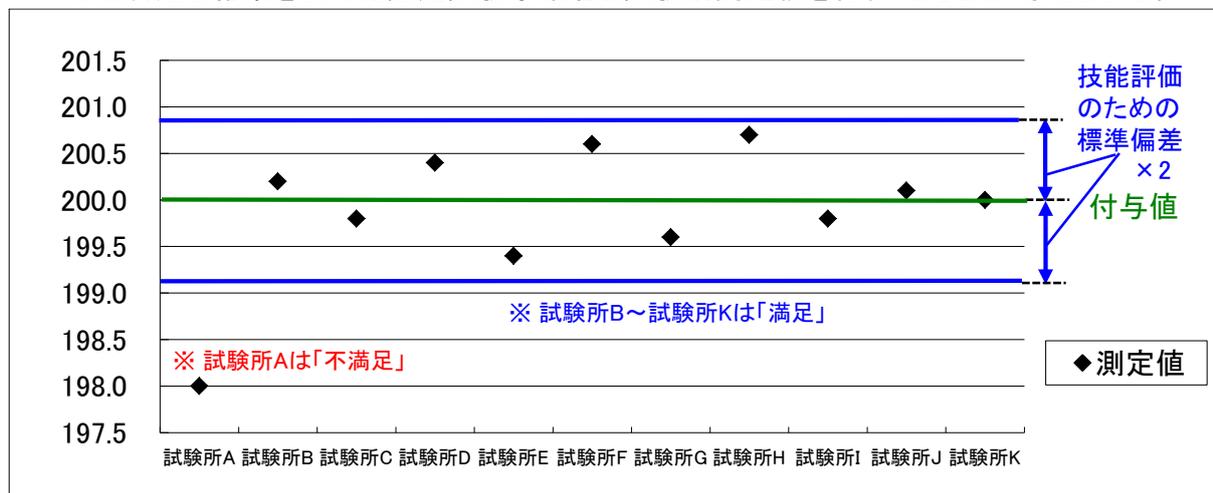


図 2 同時参加スキームの技能試験結果の例

7.8 結果の報告

認定試験事業者は、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル付きの試験証明書発行において、認定されている範囲外の試験結果が証明書に含まれる場合、認定されている範囲外の試験結果であることを明確に識別すること。認定範囲内の試験結果が含まれない場合は、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル付きの試験証明書は発行できない。

7.8.2 試験証明書(報告書 — 共通の要求事項)

(1) 試験証明書には、少なくとも工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令(以下「省令」という。)第4条に定められている次の各事項を記載すること。

- ① 証明書の発行番号、頁及び発行年月日
- ② 証明書を発行した者の氏名又は名称及び住所並びに証明書の発行業務を執行する役員又は職員の役職名、氏名及び記名押印又は署名
- ③ 製品試験を依頼した者の氏名又は名称及び住所
- ④ 製品試験を行った鉋工業品の名称、識別、特徴及び状態

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

- ⑤製品試験により得られた値及びその値に付随する情報
 - ⑥製品試験の方法及びそれに付随する情報並びに当該方法が定められている JIS の番号
 - ⑦製品試験を行った鋳工業品が、受領から証明書の発行までの時間の経過に伴って形質に変化を起し、製品試験により得られた値に影響を与える蓋然性が高い場合にあっては、当該鋳工業品の受領年月日及び実施年月日
- (2) ISO/IEC 17025 では、正当な除外の理由をもつ場合を除き、試験を実施した日付を試験証明書に記載することが要求されているため、認定試験事業者は、正当な除外の理由がない限り、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル付き試験証明書には試験の実施年月日を記載すること。

試験の実施が二日以上にわたる場合は、その期間の最初と最後の年月日又は最後の年月日を記載すること。

なお、JIS で試験の実施年月日の記載方法が規定されている場合は JIS を優先する。

- (3) 試験証明書(報告書 — 共通の要求事項)(3) 認定試験事業者が発行する ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル付き試験証明書に、下請負契約者である他の認定試験事業者によって行われた試験結果を含める場合には、その下請負契約者から ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル付き試験証明書入手するとともに、以下の条件のすべてを満足すること。
- ①下請負契約者によって行われた試験結果を含んでいる旨を、試験証明書の1頁目及び下請負契約者によって行われた試験結果を含んでいるすべての頁に記載すること。
 - ②試験証明書のすべての試験結果について、下請負契約者によって行われた試験結果を明確に識別すること。
 - ③下請負契約者によって行われた試験範囲が自身の認定範囲外の場合は、その旨を試験証明書に明確に記載すること(第2部1.3.1(5)参照。)

7.8.3 試験証明書(試験報告書 — 特有の要求事項)

認定試験事業者は、別に定める「JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針 (JNRP24)」に従い、カテゴリー分類の第Ⅱ類「定量試験 A」で自ら不確かさを見積もることができると判断した試験及び第Ⅲ類「定量試験 B」と判断した試験について、その試験結果に対する規格適合性の表明を行う場合は、本細分箇条(3)に該当する場合を除き、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル付き試験証明書に測定の不確かさを記載すること。

7.8.5 試験証明書(適合性の表明の報告)

- (1)ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル付き試験証明書において規格適合性の表明を行う場合、認定試験事業者は試験の結果、不確かさの大きさ及び規格値との関係に注意する必要があり、附属書(参考)「JNLA の試験結果の規格適合性の表明に関する指針」の内容を考慮して、適切な「規格適合性の表明に関する方針」をもち、文書化すること。
- (2) 認定試験事業者は、規格適合性を表明する場合、法令で規定されている場合又は関連する JIS に試験結果への不確かさの適用若しくは不適用が規定されている場合には、その規定に従うこと。これら以外の場合であって、顧客との書面による合意がある場合には、認定試験事業者は、以下の何れかの表明をしてもよい。
- ①顧客が規格適合性を判定するとき、不確かさは明示的に考慮する必要がないこと。
 - ②エンドユーザ等から「規格適合性の判定に不確かさを考慮しなくてよい」旨の意思表示(注記 1)がある場合には、認定試験事業者が、測定の不確かさを考慮せずに、規格適合性を表明すること。この場合、認定試験事業者は、測定の不確かさを考慮せず、規格適合性を判定した旨を ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル付き試験証明書の中で明確に記載すること。測定の不確かさを記載しない場合であっても、認定試験事業者は測定の不

確かさを見積もる必要があり、顧客から要望された場合はいつでも利用できることを確保すること。

注記 1)この意思表示には、エンドユーザ等がホームページなどで公開している情報を含み、例えば JIS 登録認証機関協議会が公表する JIS マーク表示制度に関する解釈集が該当する。

(3) 認定試験事業者は、不確かさを考慮せずに規格適合性を表明する場合には、共有されたリスク(shared risk:注記 2)を考慮することが望ましい。

注記 2) APLAC TC 004(METHOD OF STATING TEST AND CALIBRATION RESULTS AND COMPLIANCE WITH SPECIFICATION)では、共有されたリスク、規格適合性に係る一つの考え方が公表されている。この文書の附属書(参考)別紙 2 で日本語訳(抜粋)を示す。

8 マネジメントシステムに関する要求事項

8.1 選択肢

認定試験事業者において運営されるマネジメントシステムは、選択肢 A 又は選択肢 B を選択していることを明らかにすること。

選択肢を選択した場合は、それぞれの選択肢に課せられた要求事項を満たすこと。

その他の要求事項

現地における試験

別紙 1 に示す「現地試験を行う場合の要求事項」に適合すること。

II. 認定に関する遵守事項

申請(認定)試験事業者は認定(再認定)申請の際に、手引き(JNRP22)の規定に従い、認定(再認定)申請書と同時に登録(登録の更新)申請書を提出しなければならない。

また、申請試験事業者は、認定申請の際に、手引き(JNRP22)で定める申請書類とともに、この文書で規定する認定に関する遵守事項の確認として、手引き(JNRP22)に規定する様式3A「JNLA 登録の一般要求事項の誓約について」を提出すること。

第1部 申請試験事業者に関する事項

1. 申請試験事業者の遵守事項

- (1) 常にこの文書の規定を満足すること。
- (2) この文書で規定する要求事項、認定要求事項及びその他 IAJapan が規定する要求事項に関する変更について、IAJapan から正当な通知を受けた場合には、指示された期間内にその業務手順について必要な変更を行うこと。また、変更が完了した時点で、その旨を手引き(JNRP22)に規定する様式15「登録(登録の更新)申請書等変更届」により IAJapan へ届け出ること。
- (3) 審査の際、文書の確認、すべての試験区域への立入り(顧客及び下請負事業者での試験実施場所を含む)、記録の閲覧及び職員との接見を含む必要な便宜と協力を IAJapan に提供すること。
- (4) 認定審査のために必要が生じた場合、IAJapan が認定審査目的で当該事業者の顧客のサイトに立ち入ること及び当該顧客の依頼に基づき当該事業者が行う評価活動又は試験活動に IAJapan が立ち会うことを認める内容であつてかつ当該顧客に対し強制力のある取決めを、当該顧客との間で締結しなければならない。
- (5) 認定され、かつ、認定された範囲内で実施する業務に限り認定されている旨を主張すること。
- (6) 試験証明書への ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの付記及び認定の引用方法並びに広告物、パンフレット、その他の文書等の媒体における ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用及び認定の引用方法について管理方針を持つこと。
- (7) ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用及び広告などにおける認定の引用方法は、第2部 1.3項の要求事項に適合させること。
- (8) IAJapan の不評判を招くような方法で認定を利用しないこと。また、認定に関連して、誤解を招く又は正当でないと IAJapan が見なすような表明を行わないこと。
- (9) 認定申請書類に変更が生じた場合は、手引き(JNRP22)に規定する届出が必要な事例及び提出書類を確認のうえ様式15「登録(登録の更新)申請書等変更届」により届出ること。
- (10) 認定機関が定めた手数料の支払いを滞りなく行うこと。
- (11) 認定機関から照会された、適合性評価機関に関わる認定関係の苦情の調査及び解決に協力すること。
- (12) IAJapan による製品認証を暗示するような方法で認定を利用しないこと。

2. 認定等の決定に関する申請試験事業者の権利

申請試験事業者は、不認定の決定に関して異議がある場合には、IAJapan に対して異議申立てを行うことができる。

第2部 認定試験事業者に関する事項

1. 認定試験事業者の遵守事項

認定試験事業者が遵守しなければならない事項は、第1部 1. の(1)から(12)のほか、以下のとおり。

1.1 一般

- (1) 認定が取り消された場合又は認定に係る試験事業を廃止した場合は、直ちにすべての
認定の引用を禁止し、認定証を返納すること。
- (2) 認定の一時停止、縮小又は取り消し、並びに付随する影響を、不当に遅れることなく、影
響を受ける顧客に通知すること。
- (3) 公正で誠実な業務を維持すること。

1.2 結果の報告(ISO/IEC 17011 4.3.3)

(1) 認定試験事業者は、認定された範囲について JIS に定められた試験方法により試験を行ったときは、図3の ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した試験証明書を発行することができる(1.3項参照)。試験証明書の記載事項は、省令第4条及び ISO/IEC 17025 の第 7.8 項(結果の報告)の要求事項を満たすこと。試験証明書への署名は、認定申請書類に記載された署名又は記名押印する者(代理者を含む。)に限る。

また、試験証明書の記載事項の内容を満たしていれば、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した英文による試験証明書を発行することができる。別紙2に、欄外に記載する英文の例を示す。

なお、以下の事項は禁じられている。

- ①認定試験事業者以外の者が試験証明書に ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付すこと
- ②認定試験事業者が認定範囲内の試験結果を含まない試験証明書に ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付すこと(例: JIS に定めのない試験品の結果のみの試験証明書など。)



図3 認定試験事業者が試験証明書等に表示できる ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル

(2) 認定試験事業者は、認定後に IAJapan から提供される ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの清刷(IAJapan が保有する画像データの原本の複製)を適切に管理し、清刷を元に認定試験事業者が使用する ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを複製(IAJapan が提供した一体の状態を維持すること、全体サイズの変更は可能、比率の変更は不可)しなければならない。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

他の文書等にある ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルのコピーを使用してはならない。

ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルは、原則として、黒色又は図 3 に示す IAJapan から清刷により指定する色を使用すること。

- (3) ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの比率は図 4 のとおりとする。ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルは、デザインされた比率で使用し、ゆがめたり、圧縮・拡張・回転させて使用してはならない。また、ILAC MRA の文字、IAJapan の文字及び認定番号は読み取れる大きさ以上とし、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルが識別できないような背景で使用してはならない。

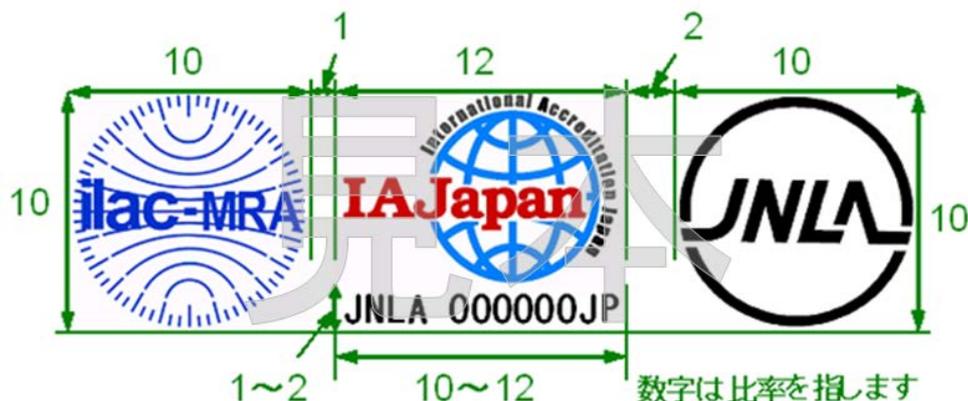


図4 認定試験事業者が試験証明書等に表示できる ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの比率

- (4) 認定試験事業者は、認定後に使用する ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの配置を示した試験証明書の様式(英語による試験証明書の発行を希望する場合は、英語による様式を含む)を事前に IAJapan に届け出ること。
- (5) 認定試験事業者は、認定に係る事業を廃止した場合には、直ちに ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル及び認定要求事項に適合している旨の表記を停止すること。
- (6) 認定試験事業者は、認定が一時停止又は取消しになった場合には、直ちに ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル及び認定要求事項に適合している旨の表記を停止すること。

1.3 認定の引用について(ISO/IEC 17011 4.3.3、4.3.5)

1.3.1 試験証明書への ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用

- (1) 認定範囲の試験結果を含む試験証明書には、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付けることができる。
- (2) 認定試験事業者は、認定後に IAJapan から提供される ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの清刷(IAJapan が保有する画像データの原本の複製)を適切に管理し、清刷を元に ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを複製(サイズの変更は可能、比率の変更は不可)しなければならない。

他の文書等にある ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルのコピーを使用してはならない。

ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルは、原則として、黒色又は図 3 に示す IAJapan から清刷により指定する色とすること。

- (3) ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルはデザインされた比率で使用し、ゆがめたり、圧縮・拡張・回転させて使用してはならない。

また、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの文字及び認定番号は読み取れる大きさ以上とし、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルが識別できない様な背景で使用してはならない。

- (4) 認定試験事業者は、認定後に使用する ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの配置を示した試験証明書の様式(英語による試験証明書の発行を希望する場合は、英語による様式を含む)を事前に IAJapan に届け出ること。
- (5) 認定試験事業者は、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル付きの試験証明書に認定範囲外の試験結果を含める場合は、以下の条件のすべてを満足すること。
 - ① 認定範囲外の試験結果を含んでいる旨を、試験証明書の1頁目及び認定範囲外の試験結果を含んでいるすべての頁に記載すること。一通の試験証明書において、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した頁と ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付さない頁が混在する場合には、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付した頁に ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル範囲外の試験結果を含めてはならない。
 - ② 試験証明書のすべての試験結果について、認定範囲内又は認定範囲外の識別が証明書上で明確にできること。

1.3.2 広告等における ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用

認定試験事業者は、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを単独で試験証明書以外に使用することはできないが、試験事業者認定制度の普及・啓発の必要性に鑑み、以下の条件のすべてを満たす場合は、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを広告物、パンフレット、その他の文書等に使用することができる。

- (1) ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルは、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを説明する文章の中で用いる。
- (2) 説明する文章の文字は、肉眼で明瞭に読みとれる大きさである。
- (3) 製品が認証されているとの誤解を与えるような ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用をしていない。例えば、試験用試料、製品、製品の一部又はそのケースへの貼付等が該当する。

別紙3に、使用できる文章の例を示す。例以外の使用については、事前にIAJapanの確認を得ること。

なお、広告物、パンフレット、その他の文書等には次が含まれる。

- ・コミュニケーションツール(プレゼンテーションスライド、プレスリリース、公告等)
 - ・認定試験事業者の文房具(宣伝用贈答品、カレンダー、書類ばさみ、ノート、名刺、謹呈用紙、FAX用紙、送り状、業務見積書等)
 - ・イベントツールとディスプレイ(ポップアップバナー、スタンド、看板、ポスター等)
 - ・オンラインアプリケーション(ウェブサイト、ニュースレター、電子メールの署名等)
- (4) 認定試験事業者は、印刷物の作成等のため業者等に認定機関が提供した ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの複製を提供した場合、提供を受けた業者等が、認定試験事業者と同様に ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを適切に管理することを確実にしなければならない。
 - (5) 認定試験事業者は、自身の顧客に対して、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを顧客の製品、広告物等に使用しないことを徹底しなければならない。

1.3.3 ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを使用しない認定の引用について

- (1) 認定試験事業者は、取引に関係する文書等において、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを使用せずに認定試験事業者であることを引用する場合には、認定試験事業者であること及び認定番号を明確にすること。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

(2) 認定試験事業者は、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを付していない認定範囲外の試験証明書に、JNLA 認定で認定されている旨の表記を含めてもよいが、その試験証明書の試験結果が認定範囲内であるかのような誤解を与える表現を用いてはならない。別紙4に引用できる文章の例を示す。

1. 3. 4 第三者による ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの不正使用

認定試験事業者は、第三者によって ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルが不正に使用された場合は、直ちに IAJapan に連絡し、そのような第三者に対し取られるすべての処置について協力しなければならない。また、認定試験事業者が法的処置を起こすことを決めた場合は、IAJapan に書面による承認を得なければならない。

1. 3. 5 第三者からの苦情

認定試験事業者は、第三者からの ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルに対するすべての苦情について、即座に IAJapan に報告しなければならない。また、認定試験事業者が法的処置をとるための承認は、認定試験事業者が IAJapan に書面で要求しなければならない。さらに、この通告はその後のいかなる法的処置においても IAJapan が参加する機会を与えるものとする。

1. 3. 6 ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの不正使用に対する是正処置等

IAJapan は、認定試験事業者による ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの不正使用が発覚した場合、それが同事業者の故意によるものである場合は認定の取消し、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用取消し措置を講じる。また、不正使用が同事業者の過失によるものである場合には、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用を一時停止するとともに書面により是正処置を要求する。是正処置が要求された認定試験事業者は、可及的速やかに ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用を一時停止し、また、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用再開のため必要な是正報告又は是正計画を定められた期限までに IAJapan に提出しなければならない。是正報告又は是正計画が提出されない場合、IAJapan は、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用を取り消すとともに、認定の一時停止、取消しの措置に係る手続きを開始する。

1. 4 認定の維持に係る審査(認定維持審査、臨時審査)(ISO/IEC 17011 7.9.2, 7.9.3, 7.9.5)

(1) 認定維持審査

IAJapan は、認定試験事業者に対して、認定要求事項への継続的な適合及び技術能力の維持を確認するための認定維持審査を行う。

なお、認定現地維持審査の申請は、現地認定審査(現地維持審査)が行われる期限の少なくとも3か月前に申請を行うこと(正本1組、写し2組)。

審査に関しては、認定スキーム文書(JNIF01)及び図5を参照のこと。

(2) 臨時審査

IAJapan は、認定試験事業者の重大な不適合が発見された場合又はそのおそれがある場合、その他、IAJapan が必要と判断する場合は、認定試験事業者に対して臨時審査を行う。

なお、臨時審査における現地審査(以下「現地臨時審査」という。)は前もって認定試験事業者と予定を調整して行う場合と、抜き打ちで行う場合がある。

また、現地臨時審査時に発見された指摘事項の是正確認のため、追加の審査日数に係る審査員人件費及び審査旅費相当額の手数料を徴収の上、再度、現地臨時審査を行う場合がある。

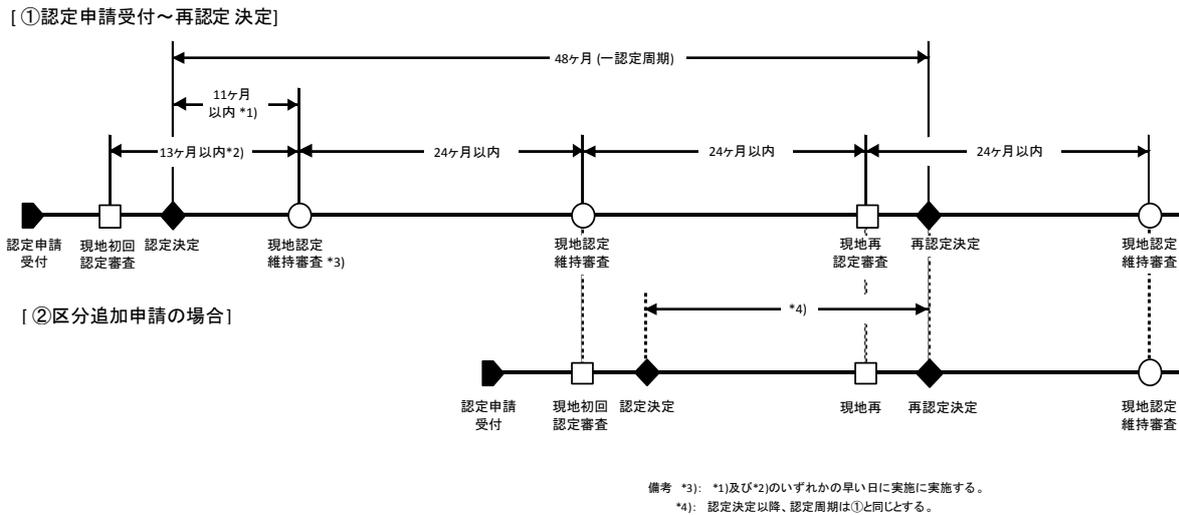


図5 認定周期及び現地審査時期

1.5 再認定 (ISO/IEC 17011 7.9.4)

- (1) 認定試験事業者は、認定決定日から4年ごとに再認定されなければ、その期間の経過によって認定が失効する。ただし、本節(2)によって再認定申請を行った認定試験事業者にとっては、当該再認定の決定がなされた場合には、失効した認定が復活するものとするが、その復活した再認定の有効期間は、復活の日から開始するものとし、従前の認定の有効期間満了日の4年後の日までとする。
- (2) 認定試験事業者は、再認定を希望する場合は、認定の有効期間の満了の日の5か月前までに再認定申請を行うこと。
- (3) 認定試験事業者は、再認定を希望しない場合は、認定の有効期間満了後、直ちに認定証をIAJapanに提出するとともに、一切の認定の引用及びILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用を停止すること。

再認定に係る審査に関しては、認定スキーム文書(JNIF01)及び図5を参照のこと。

1.6 認定範囲の拡大 (ISO/IEC 17011 7.10)

(1) 区分追加

試験方法区分を追加する場合、追加する区分についての認定申請(区分追加申請)をすること。

(2) 区分内の試験方法追加

認定された試験方法の区分において、その区分内に試験方法を追加する場合、手引き(JNRP22)に定める様式15「登録(登録の更新)申請書等変更届」によって届け出ること。

1.7 変更届 (ISO/IEC 17011 7.10,7.11)

1.8 認定に用いられる規格を用いた認証行為の禁止 (IAF-ILAC JGA2007 Sydney Resolution 7)

認定試験事業者は、認定に用いられる規格(例えば、ISO/IEC 17025)を用いて認証行為を行わないこと。下請負契約者がISO/IEC 17025を含む認定規格に適合しているかの評価を行わなければならない場合があるが、下請負契約者に対して文書を発行する場合、この文書は下請負の目的で発行するものであってISO/IEC 17011に基づく認証又は認定ではない旨を明

記すること。

2. 事業の承継(ISO/IEC 17011 7.14)

認定試験事業者が当該認定を受けた試験所に係る事業の全部を譲渡し(注記)、又は認定試験事業者について相続、合併若しくは分割(当該認定を受けた試験所に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その認定を受けた試験所に係る事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその認定を受けた試験所に係る事業の全部を承継した法人は、その認定を受けた試験所に係る認定試験事業者の地位を承継する。

認定試験事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面及び認定証を添えて、手引き(JNRP22)に規定する様式17「事業承継届出書」により承継した旨を IAJapan に届け出ること。また、同時に、手引き(JNRP22)に規定する様式3B「JNLA 登録の一般要求事項の誓約について(事業承継者)」を提出すること。

注記:ここで「認定を受けた試験所に係る事業の全部を譲渡」とは、当該試験所の管理主体を含む主要な要員に変更がないことを含め、試験事業のすべてが A 法人から B 法人に譲渡されること(株式のみの譲渡を含む。)をいう。A 法人から B 法人に譲渡される際、管理主体を含む主要な要員、試験設備等の一部が譲渡されなかった場合には、「試験事業の全部譲渡」に該当せず、譲渡契約が成立した時点で当該試験所の認定が失効することがある。

3. 事業の廃止(ISO/IEC 17011 7.14)

認定試験事業者は、認定を受けた試験方法の区分の一部又はすべてに係る試験事業を廃止したときは、遅滞なく、手引き(JNRP22)に規定する様式21「JNLA 認定事業廃止届出書」に認定証を添えて IAJapan に届け出ること。

また、認定試験事業のすべてを廃止したときは、直ちに一切の認定の引用及び ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用を停止すること。

なお、認定を受けた試験方法の区分において、その区分内の一部試験方法を廃止したときは、登録申請書等変更届を提出すること。(第1部 1.(9)参照)

4. 認定の一時停止(ISO/IEC 17011 7.11.1)

認定試験事業者が認定要求事項に適合していないおそれがある場合又は認定の規則に従っていないおそれがある場合は、その内容の重大性を勘案して、その認定の一時停止を行う場合がある。

5. 認定の取消し(ISO/IEC 17011 7.11.2)

以下のいずれかに該当する場合、認定が取り消されることがある。

- (1) 認定試験事業者が一時停止に係る是正処置を行わず認定要求事項に適合していなかった場合、又は認定の規則に従わなかった場合。
- (2) 不正行為の証拠が存在する場合、又は認定を受けた試験所が意図的に虚偽の情報を提出した場合、若しくは情報を隠蔽した場合。
- (3) 審査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。
- (4) 審査に要する費用を負担しない場合。
- (5) 1.4に規定する審査を受けない、IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)に適合しない等、認定要求事項の要件を満たさなかった場合。
- (6) 認定の地位の表明又は ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用に当たって、

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

IAJapan の評判を落とすような若しくは認定事実と異なる表明又は使用があった場合。

認定試験事業者は、当該認定の一時停止又は取消しを受けた場合は、直ちに一切の認定の引用及び ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用を停止すること。

6. 認定等の決定に関する認定試験事業者の権利

認定試験事業者は、区分追加申請若しくは再認定申請に係る不認定又は認定の一時停止若しくは認定取消しの決定に関して異議がある場合には、IAJapan に対して異議申立てを行うことができる。

附則

1. 本要求事項は、平成29年10月1日から適用する。
2. 認定の審査基準が ISO/IEC 17025:2005 の場合においては、なお、JNLA 登録の一般要求事項(JNRP21)第18版のとおりとする。
3. IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針(URP23)及び IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)の「国際 MRA 対応認定事業者」を「認定試験事業者」と読み替え引用する。

別紙1 現地試験を行う場合の要求事項

1. 目的・適用範囲

この別紙は、常設の試験施設以外の場所で実施する場合の要求事項を規定する。

2. 用語

この別紙で用いる用語の定義は次のとおりとする。

- 2.1 常設試験機関： 恒久的試験施設により業務を実施する機関
- 2.2 常設試験施設： 恒久的な試験施設をいう。
- 2.3 現地試験： 常設試験施設がある敷地以外の場所で、現地試験要員により行われる試験。現地試験の種類は次のとおりとする。
 - (1) 出張試験： 顧客又は顧客が指定した者の施設内に現地試験要員を派遣して、実施する試験。
 - (2) 移動試験： 移動式の施設内で実施する試験。
- 2.4 現地試験要員： 申請試験事業者又は認定試験事業者の要員であって、現地試験を実施する者又は3.3.2の支援要員の監督を行う者。
- 2.5 支援要員： 顧客又は顧客が指定した者の要員であって、現地試験要員の支援を行う者。
- 2.6 顧客： 試験サービスを受ける人又は組織。
- 2.7 関係要員： 現地試験要員及び支援要員など、現地試験に関係する全ての要員。

3. 現地試験の要求事項

3.1 一般

- 3.1.1 現地試験を実施する認定範囲(区分)は、常設試験機関の認定範囲内(区分の全部又は一部)とすること。
- 3.1.2 ISO/IEC 17025 の要求事項を満たすこと。
- 3.1.3 現地試験で用いる施設・設備が顧客や顧客が指定した者の所有である場合には、現地試験の適切な運営に関し顧客と合意していること。この合意には、顧客及び顧客が指定した者の対象器物、支援要員及び設備の特定を含み、使用する施設、設備、機器及び支援要員が認定要求事項及び申請試験事業者・認定試験事業者が顧客等に要求する事項を満たすことを確実にすること。
- 3.1.4 現地試験で用いる施設・設備が顧客や顧客が指定した者の所有である場合又は支援要員の支援が行われる場合において、現地試験要員によって現地試験実施前にISO/IEC 17025 の要求事項の事前評価が行われ、要求事項を満たすことを確実にすること。

3.2 マネジメントシステム、組織

- 3.2.1 マネジメントシステム文書は、現地試験の手順等について文書化していること。これは、適切な場合、次を含むこと。
 - (1) 現地試験に必要な施設、設備及び機器
 - (2) 現地試験の対象及び試験方法
 - (3) 現地試験の運営における関係要員の責任・権限
- 3.2.2 マネジメントシステム文書の関連部分は現地試験で現地試験要員が利用できること。
- 3.2.3 内部監査は、1 サイクルの中で 1 件以上の現地試験業務を対象としなければならない。品質システムの監査及び見直しは、常設試験機関に適用されるものと同様の手順で実施しなければならない。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

3.3 現地試験要員

- 3.3.1 現地試験要員が適切に訓練され、特定の現地試験を行う力量があることを確保する手順を持つこと。全ての現地試験要員の力量の証拠が常に参照できること。
- 3.3.2 現地試験において支援要員が作業を行う場合、現地試験要員によって十分な監督が行われること。
- 3.3.4 原則として、支援要員は試験結果に影響を与えるような作業をしてはならない。ただし、試験設備の操作の特殊性等により、支援要員が試験結果に影響を与える作業をせざるを得ない場合は、事前に IAJapan と協議すること。

3.4 環境

- 3.4.1 現地試験に用いる設備及び機器等の性能に関する環境変化の影響をチェックする手順があること。必要な場合、現地試験要員は関連の環境パラメータを測定できること。
- 3.4.2 試験は、結果を無効にするような環境下で実施してはならない。

3.5 施設、設備及び機器等

- 3.5.1 現地試験で用いる施設、設備及び機器等の運転、維持の手順があること。このような施設、設備及び機器等に関係する文書は現地で現地試験要員及び支援要員が利用できること。
- 3.5.2 現地試験のための設備、機器等を現地試験の現場へ輸送した場合には、現地試験現場においてそれらが正常に動作することを確保するための対策が取られること。現地試験現場で測定に必要な全ての施設、設備及び機器等が利用できるかチェックするためにチェックリストが使われることを推奨する。
- 3.5.3 現地試験要員が顧客又は顧客が指定した者が所有する施設、設備及び機器等を利用する場合、それらは現地試験に適した状態であることを確保すること。

3.6 試験の方法と手順

- 3.6.1 現地試験に用いる試験手順は、現地試験要員が現地試験・施設で利用できること。
- 3.6.2 現地試験施設で現地試験に用いる環境測定機器等の補正に必要な参照データを最新に維持すること。

3.7 記録

- 3.7.1 全ての得られた結果を記録・報告する手順があり、それらは申請試験事業者又は認定試験事業者により運営されているマネジメントシステム内の活動として行われていること。

別紙 2 英文試験証明書の欄外に記載する英文の例

英文試験証明書の欄外に記載する英文の例

1. 書面による承認なしの複製を禁じる文言の例

和文:発行機関の書面による承認なしにこの証明書の一部のみを複製して用いることは禁じられています。

英文:The certificate shall not be reproduced except in full, without the prior written approval of the issuing laboratory.

2. ISO/IEC 17025 に適合している旨の記載例

和文:JNLA は、認定要求事項として国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する要求事項を用いています。

英文:JNLA uses ISO/IEC 17025 as accreditation criteria .

3. APLAC 及び ILAC の相互承認に加盟している旨の記載例

和文:JNLA を運営している認定機関である IAJapan は、アジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC) 及び国際試験所認定協力機構 (ILAC) の相互承認に加盟しています。

英文:IAJapan which operates JNLA is a signatory to the multilateral arrangement of APLAC and ILAC for the mutual recognition of testing certificates.

別紙3 ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用可能な例

ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用可能な例(広告物、パンフレット、その他の文書等への使用)



は ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを、また、JNLA000000JP は認定番号を示す。

例 1



は、JNLA の ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルです。

当社(当法人、弊社等可)●●試験所(▲▲試験センター、検査課等可)は、××試験区分(分野)の認定試験事業者で、JNLA000000JP は当試験所の認定番号です。

例 2

当社●●試験所は、JNLA 認定試験事業者で、××試験方法他×件の認定を受けています。試験結果には、下の ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルがついた試験証明書を発行することができます。



JNLA000000JP は当試験所の認定番号です。

例 3



は、JNLA の ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルで、
 当社●●試験所は、××試験区分(分野)の認定試験事業者です。
 (JNLA000000JP は当試験所の認定番号です。)

備考:これらの文言に加えて「JNLA は、認定要求事項として 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する要求事項を用いています。」及び「当社は APLAC 及び ILAC の相互承認の署名者である IAJapan により認定された試験所であり、認定要求事項に対応しています。」の文言を入れることができる。

ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルの使用可能な例(名刺への使用)

例 4



当社●●試験所は JNLA 認定試験事業者です。
 JNLA000000JP は当試験所の認定番号です。

別紙4 ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを使用せずに認定状況を引用する
文章の例

ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを使用せずに認定状況を引用する文章の例

例1

当(当社、当法人、弊社等可)試験所(試験センター、事業所等可)は、JNLA により認定されています。

認定番号: JNLA000000JP

認定範囲に係る試験証明書には、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルが付されています。

例2

JNLA 認定試験事業者(認定番号: JNLA000000JP)

認定範囲に係る試験証明書には、ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルが付されています。

附属書（参考）JNLA の試験結果の規格適合性の表明に関する指針

1. 目的

この附属書は、新 JIS マーク制度創設に伴う法令改正により、鉱工業品の JIS への適合表明を行う際、認定試験事業者等が発行する試験証明書を活用するに当たって、試験結果の不確かさを規格適合性の評価において取り扱うための指針を示すことを目的とする。個々の指針は、IAJapan が定める「JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針（JNRP24）」の 4. 2「カテゴリー分類の定義」によるカテゴリー毎に規定する。^{*1}

2. JNLA の試験結果の規格適合性の表明に関する指針

試験所は、規格適合性の表明を行う場合は次のカテゴリー分類毎に規定する指針を参考に自身の「規格適合性の表明に関する方針」をもち、文書化しなければならない。

(1) カテゴリー分類 第Ⅰ類「定性試験」

定性試験の場合、試験結果が数値として表されないため測定の不確かさの見積りは要求されず、したがって規格適合性の表明に際して不確かさを考慮する必要はなく、試験結果そのもので適合性を判定し表明することができる。

(2) カテゴリー分類 第Ⅱ類「定量試験 A」

(2)－1 ISO/IEC 17025 の 5.4.6.2 注記 2 に規定される所定の要件を満たした JIS の試験方法に厳密にしたがって試験を行う場合、規格値は所定の不確かさが考慮された上で決められていると考えることができるため、規格適合性の表明に際して試験所は自身で新たに測定の不確かさを見積って考慮する必要はなく、次の(a)又は(b)により適合性を判定し表明することができる。

(a) 試験結果が規格の上限値を超えていない及び下限値を下回っていない場合は、その規格に照らし適合性を宣言できる。

(b) 試験結果が規格の上限値を超えている又は下限値を下回っている場合は、その規格への不適合が宣言できる。

(2)－2 所定の要件を満たした JIS の試験方法に、例えば以下に示すような何らかの緩和条件や許容条件等が規定されている場合であって、試験所がそれらの条件により試験を行う場合は、試験所は当該条件に起因する測定の不確かさを「カテゴリー分類第Ⅲ類定量試験 B」の場合に準拠して漏れなく見積る必要がある。この場合の規格適合性の表明は、(3)に準じて行うことができる。

緩和条件や許容条件の例

- ・ただし、当事者間の取り決めによる場合は、この限りではない。
- ・ただし、〇〇処理において本法と同等以上の結果が得られることの妥当性を予め確認した方法があれば他の方法を用いてもよい。

*1 附属書（参考）別紙 1 JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針（抜粋）を参照。

(3) カテゴリー分類 第三類「定量試験 B」*2

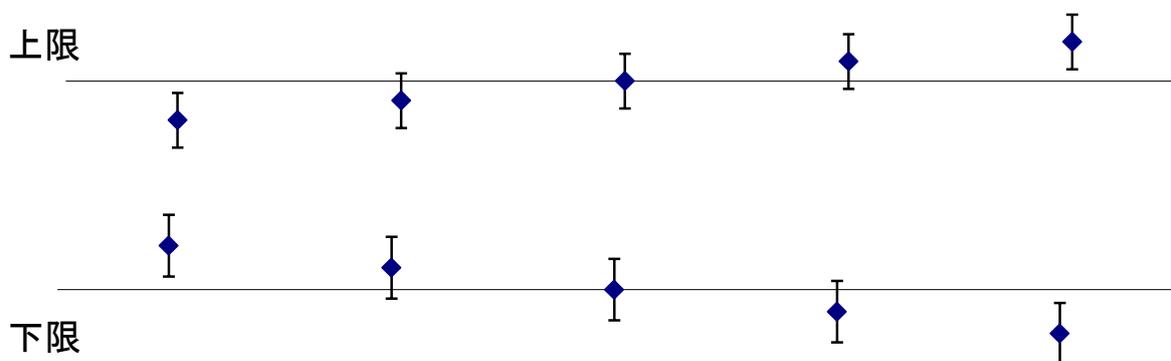
規格適合性の表明に際して試験所は自身で見積った測定の不確かさを考慮し、次の(a)から(c)により適合性を判定し表明することができる。

- (a) 信頼水準 95%の拡張不確かさ区間により拡大された試験結果が規格の上限値を超えていない及び規格の下限値を下回っていない場合は、その規格に照らし適合性を宣言できる(図のケース 1 及び 6)。
- (b) 試験結果から拡張不確かさの片側区間分を差し引いた値が規格上限値を越えている場合、規格への不適合が宣言できる(図のケース 5)。
- (c) 試験結果に拡張不確かさの片側区間分を加えた値が規格下限値を下回っている場合、規格への不適合が宣言できる(図のケース 10)。

*2 附属書(参考)別紙 2 APLAC TC 004 Issue No. 4(Issue Date: 09/2010)試験結果及び校正結果並びに仕様への適合性の表記方法(抄)を参照。

図(APLAC TC 004 から抜粋)

<p>ケース 1 不確かさ区間の半分以上を上に伸ばしても、試験結果は上限以下である。 したがって、製品は規格に適合している。</p>	<p>ケース 2 試験結果は上限未満だが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。 したがって、適合は宣言できない。 しかし、信頼の水準 95%以下が容認できるなら、適合の宣言が可能かもしれない。</p>	<p>ケース 3 試験結果は限界自体に乗っている。したがって、適合も不適合も宣言できない。 しかし、信頼の水準 95%以下が容認でき、規格限界が試験結果\leq上限で定義されるなら、適合の宣言が可能かもしれない。 規格限界が試験結果$<$上限で定義されるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。</p>	<p>ケース 4 試験結果は上限を超えているが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。 したがって、不適合は宣言できない。 しかし、信頼の水準 95%以下が容認できるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。</p>	<p>ケース 5 不確かさ区間の半分以上を下に伸ばしても、試験結果は上限を超えている。 したがって、製品は規格に適合しない。</p>
----------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------



<p>ケース 6 不確かさ区間の半分以上を下に伸ばしても、試験結果は下限以上である。 したがって、製品は規格に適合している。</p>	<p>ケース 7 試験結果は下限を超えているが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。 したがって、適合は宣言できない。 しかし、信頼の水準 95%以下が容認できるなら、適合の宣言が可能かもしれない。</p>	<p>ケース 8 試験結果は限界自体に乗っている。したがって、適合も不適合も宣言できない。 しかし、信頼の水準 95%以下が容認でき、規格限界が試験結果\geq下限で定義されるなら、適合の宣言が可能かもしれない。 規格限界が試験結果$>$下限で定義されるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。</p>	<p>ケース 9 試験結果は下限未満だが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。 したがって、不適合は宣言できない。 しかし、信頼の水準 95%以下が容認できるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。</p>	<p>ケース 10 不確かさ区間の半分以上を上を伸ばしても、試験結果は下限を超えている。 したがって、製品は規格に適合しない。</p>
----------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------

附属書（参考）別紙 1 JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針（抜粋）

4.2 カテゴリー分類の定義

(1) 第Ⅰ類「定性試験」

試験における測定の結果が数値で表されない定性試験。この種類の試験にあつては、試験における測定の不確かさの見積もりを必要としない。

(2) 第Ⅱ類「定量試験 A」

試験における測定の結果が数値で表される JIS の試験方法であつて、ISO/IEC 17025 の 5.4.6.2 の注記 2※に該当するもの。試験所はその試験方法及び報告方法の指示に従うことによって ISO/IEC 17025 の 5.4.6.2 を満足することから、試験における測定の不確かさの見積もりを必要としない。ただし、その場合であつても試験所は自らの判断で(3)の①から④までのいずれかによって不確かさを見積もることができる。

※ISO/IEC 17025 の 5.4.6.2 の注記 2

広く認められた試験方法が測定の不確かさの主要な要因の値に限界を定め、計算結果の表現形式を規定している場合には、試験所はその試験方法及び報告方法の指示に従うことによってこの項目を満足すると考えられる(5.10 参照)。

(3) 第Ⅲ類「定量試験 B」

試験における測定の結果が数値で表される JIS の試験方法であつて、ISO/IEC 17025 の 5.4.6.2 の注記 2 に該当しないもの。この種類の試験に対し、ISO/IEC 17025 の 5.4.6.2 及び 5.4.6.3 の要求事項を満たす為に、試験所は以下の方法のいずれかによって不確かさを推定することができる。

- ① 十分な数のコントロールサンプル (laboratory control samples) を用いる方法。
- ② 不確かさの主な構成要素の確認及び測定の不確かさの合理的な推定による方法 (例えば、測定の不確かさを数式モデルとして表現できないような試験方法に適用する。)
- ③ 不確かさの全ての要素を特定しており、GUM に従って計算された、詳細な測定の不確かさの評価方法 (例えば、試験における測定の不確かさを数式モデルとして表現できる試験方法に適用する。)
- ④ その他、適切と認められる方法

附属書(参考)別紙 2 APLAC TC 004 Issue No. 4 (Issue Date: 09/2010) 試験結果及び校正結果並びに仕様への適合性の表記方法(抜粋)

2. 仕様への適合性の審査及び報告

2.1 ISO/IEC 17025:2005 の 5.10.3.1 c)との整合性から、この指針では、試験が表記された仕様に従って実施され、依頼者又は仕様が適合性の表記を要求する場合、試験結果が当該仕様への適合性の有無を示す表記を試験証明書に含めなければならない、ということを要求する。不確かさが適合性の表記に影響を与える可能性があるケースが幾つか存在するので、これらを以下に吟味する。

2.2 最も単純なケースは、仕様が、試験結果が任意の信頼水準の不確かさにより展開される場合に、定義された仕様限界値を外れてはならない又は中に入ってはならない、と定めている場合である。このようなケース(附属書(参考)の図のケース 1、5、6 及び 10)では、適合性(不適合性)の審査は、わかりやすいものとなるであろう。

2.3 もっと頻繁にあるのは、仕様が校正証明書又は試験証明書に適合性の表記を要求しながら、適合性の審査に及ぼす不確かさの影響を考慮することに言及しないケースである。このようなケースでは、試験結果が仕様限界値内に入っているかどうかに基づき、不確かさを考慮することなく、ユーザが適合性を判定することが適切な場合がある。

例えば、ある棒の直径の測定結果が 0.50 mm で、その棒の仕様限界値が 0.45 mm から 0.55 mm の間にある場合、ユーザは、その棒が測定の不確かさを考慮することなく要求事項を満たしていると結論付けてよい。

これは、合意された測定方法によって製品が試験された後で、仕様を満たさないかもしれないリスクの一部を、エンドユーザが負うことから、しばしば「共有されたリスク(shared risk)」と呼ばれる。この場合、合意された測定方法の不確かさは受入れ可能であるという絶対的な前提があり、かつ、必要な場合に不確かさを評価できることは重要である。国家の法規制は、共有されたリスクの原理を無効としたり、不確かさのリスクを一つの当事者に負わせることができる。

2.4 依頼者と試験所との間の契約、実施基準又は仕様により、適用する方法の正確さが十分であり、適合性を判定する場合に、不確かさは明示的に考慮する必要がないということを表記してもよい。共有されたリスク(shared risk: 上述)に関する同様の検討事項は、このような状況下で適用する。

2.5 基準、試験仕様、依頼者の要求事項、契約、実施基準のいずれも存在しない場合、以下のアプローチを採用してよい。

- (a) 信頼水準 95%の拡張不確かさ区間の半分を延長しても、試験結果が仕様の限界値を超えなければ、仕様への適合を表明することができる(図のケース 1 及び 6)。
- (b) 試験結果を拡張不確かさ区間の半分を下方に延長しても、試験結果が仕様の上限を超えている場合、仕様への不適合を表明することができる(図のケース 5)。
- (c) 試験結果を拡張不確かさの区間の半分を上方に延長しても、試験結果が仕様の下限に満たない場合、仕様への不適合を表明することができる(図のケース 10)。
- (d) 一つの試験結果が、同じ製品単位からのサンプルで、より多く試験する可能性なしに、仕様限界に十分に接近しており、拡張不確かさ区間の半分が限界値と重なる場合、表明された信頼水準で適合や不適合を確認することは不可能である。試験結果及び拡張不確かさは、適合も不適合も実証できなかったことを示す表記とともに報告されるのが望ましい。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

これらの状況(図のケース 2、4、7 及び 9)に適用される適切な表記は、例えば次のようなものであろう。

『試験結果は仕様の上(下)限に対して測定の不確かさの幅を満たしていない。したがって、信頼水準 95%で適合／不適合を表記することはできない。しかし、95%未満の信頼水準が容認できるならば、適合／不適合の表記は可能かもしれない。』

法令が拒否又は承認に関する決定を要求するならば、図のケース 2 及び 7 の場合は(信頼水準 95%未満の計算及び報告を用いて)仕様限界への適合を表記することができる。図のケース 4 及び 9 の場合は(信頼水準 95%未満の計算及び報告を用いて)仕様限界への不適合を表記することができる。

製品1単位から二つ以上のサンプルを試験できる場合、あるいは繰り返し試験ができる場合、再現試験や試験の繰り返しを実施することが望ましい。同一サンプル若しくは繰り返し試験でのすべての試験結果の平均値及びこの平均値に付随する新しい不確かさを推定した後、上記 2.5(a)から(d)と同様の判断が行われるのが望ましい。

注記: 2.5 項の(a)から(d)までは、測定された値についての不確かさの分布曲線が平均値に対して対称であることの仮定に基づいている。ある場合には、これは正しくない、たとえば、測定された値に対する有意な補正が正しくなく、しかし不確かさの寄与が考えられる場合、あるいは傾斜分布を持つことが知られている支配的な不確かさの要素が他の不確かさの要素と結合されて、あたかも正規分布をしている場合である。これらの場合、測定値と測定の不確かさについてのより正確な計算により、一義的な結論を出すことができるだろう。

(e) 試験結果がちょうど仕様限界上にあるならば、表明された信頼水準での適合や不適合を表記することはできない。試験結果及び拡張不確かさは、表明された信頼水準では適合も不適合も実証できなかったことを示す表記とともに報告するのが望ましい。これらの状況(図のケース 3 及び 8)に適用される適切な表記は、例えば次のようなものであろう。

『試験結果は仕様限界値に等しい。したがって、どの信頼水準でも適合又は不適合を表記することはできない。』

法令が、信頼水準に拘わらず、適合又は不適合の形で評価に係る表記を要求するならば、2.3 を考慮して、表記は仕様の定義に依存した次のようなものが考えられる。

- ・仕様限界が“<”又は“>”で定義され、試験結果が仕様限界値に等しいならば、不適合を表記することができる。
- ・仕様限界が“≤”又は“≥”で定義され、試験結果が仕様限界値に等しいならば、適合を表記することができる。

可能であれば、上記 2.5(d)の最後の段落で説明されているように、試験や測定を繰り返すことが望ましい。